



金 沢 市 公 報

号外第17号の2

令和5年(2023年)12月18日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 条 例		○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条 例 (医療保険課) 2
○金沢市地方競馬実施条例の一部を改正する条 例 (農業水産振興課) 1		○金沢市地区計画等の区域内における建築物等 の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 5
○金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教 育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例 (保育幼稚園課) 1		○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課) 7

条 例

金沢市地方競馬実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

金 沢 市 長 村 山 卓

◎金沢市条例第42号

金沢市地方競馬実施条例の一部を改正する条例

金沢市地方競馬実施条例（昭和52年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和29年農林省令第55号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、省令第56条第4項に規定する地方競馬と中央競馬の交流による競走に出走する中央馬（日本中央競馬会が行う馬の登録を受けている馬をいう。）に係る出走申込手数料及び騎乗申込手数料にあつては、この限りでない。

第5条中「競馬場への」を削り、「退去」を「入場者に対して場外への退去」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

金 沢 市 長 村 山 卓

◎金沢市条例第43号

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運

営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「又は第2号」を「又は同条第2号」に改める。

第37条第3項中「第6条第2項中」の次に「「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第44号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の3中「及び第31条の3」を「、第31条の3第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第31条の4第1項、第2項、第5項及び第6項」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第22条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第26条の6の2中「及び第31条の3」を「、第31条の3第3項において準用する同条第1項及び第2項、同条第6項において準用する同条第4項及び第5項、第31条の4第3項において準用する同条第1項及び第2項並びに同条第7項において準用する同条第5項及び第6項」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第26条の7中「まで」の次に「、第31条の4第4項において準用する同条第1項及び第2項並びに同条第8項において準用する同条第5項及び第6項」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第30条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「に定める額若しくは同条第5項若しくは第6項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「（同条第5項又は第6項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第31条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する第26条若しくは第26条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第31条の3第4項第1号（同条第6項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第31条の4第1項各号（同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「若しくは同条第5項若しくは第6項の規定により読み替えて準用する同条第1項各

号」を「、第31条の3第1項に規定する第26条若しくは第26条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第31条の3第4項第1号に定める額、第31条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改める。

第31条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第31条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第31条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第21条又は第26条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする（第5項に規定する場合を除く。）。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（令第29条の7第5項第9号に規定する厚生労働省令で定める場合には、出産の日。第32条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第26条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
 - 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第21条又は第26条の2」とあるのは「第26条の6の3又は第26条の6の6」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、前項中「第26条第2項」とあるのは「第26条の6の5第2項」と読み替えるものとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第21条又は第26条の2」とあるのは「第26条の9」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第26条第2項」とあるのは「第26条の11第2項」と読み替えるものとする。
 - 5 当該年度において、第31条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第21条又は第26条の2の基礎賦課額か

ら、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第31条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第26条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第21条又は第26条の2」とあるのは「第26条の6の3又は第26条の6の6」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、前項中「第26条第2項」とあるのは「第26条の6の5第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第21条又は第26条の2」とあるのは「第26条の9」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第6項中「第26条第2項」とあるのは「第26条の11第2項」と読み替えるものとする。

第32条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第32条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、

第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の第31条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第45号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

79	弥生3丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画弥生3丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	-----------------	---

別表第2に次の1号を加える。

79 弥生3丁目地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
業務地区	用途の制限	(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 葬儀場 (3) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に掲げる営業の用に供する建築物
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、水路、管理用通路若しくは調整池（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。

		<p>2 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分を用いる。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。</p>
	<p>垣又は柵の構造の制限</p>	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域を用いる。以下この表において同じ。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p>
<p>一般住宅地区</p>	<p>用途の制限</p>	<p>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) 危険物（消防法別表第1第4類の項の品名欄に掲げる物品（同項の性質欄に掲げる性状を有するものに限る。）で、同法第9条の4第1項に規定する指定数量の5分の1未満のものを除く。）の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(4) 葬儀場</p> <p>(5) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に掲げる営業用に供する建築物</p>
	<p>敷地面積の最低限度</p>	<p>150平方メートル</p>
	<p>壁面の位置の制限</p>	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。</p> <p>2 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。</p>

	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）
--	------------	---

別表第3に次のように加える。

23	弥生3丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画弥生3丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	-----------------	---

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第46号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の項中「抄本」の次に「の交付」を、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表第3号の項の次に次のように加える。

(3)の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）本則の表8の項の3に規定する総務省令で定め	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円
---	--------------------------

るものに限る。以下この号及び第5号の2において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

別表第4号の項中「抄本」の次に「の交付」を、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表第5号の項の次に次のように加える。

(5)の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

別表第6号の項及び第7号の項を次のように改める。

(6) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。第18号において同じ。)若しくは第126条の規定に基づく届書等の書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付

1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により地方公共団体の手数料の標準に関する政令本則の表8の項の7の下欄に規定する法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1

	通につき 1,400円)
(7) 削除	

別表第18号の項を次のように改める。

(18) 戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書等の書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円
--	--------------------------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和5年(2023年)12月18日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄